

見 本

原動機付自転車 標識交付証明書 小型特殊自動車

標識番号	江戸川区 Z 9999	登録年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
納税義務者	住所 (所在地)	江戸川区中央 1-4-1	
	氏名 (名称)	江戸川 太郎	

車名・型式	〇〇メーカー	種 別	
車台番号	AA01-123456789	総排気量 定格出力	〇〇 CC
定置場	江戸川区中央 1-4-1		

上記のとおり証明します。

〇〇年〇〇月〇〇日

江戸川区長

公 印

< 留意事項 >

- この証明書は、原動機付自転車及び小型特殊自動車を使用する場合、常に携帯して、区の徴税吏員の請求があったときは、呈示してください。
なお、この証明書は廃車の際に標識とともに返さなければならないものですから、大切に保管してください。
- 標識(ナンバープレート)をなくしたりこわしたりすると、弁償金を納めていただくこととなります。
- ナンバープレートは、ほかの車につけかえること、他の人に貸したり譲ったりすることは禁止されています。
- 次にあげる異動等が生じた場合は、すみやかに申告してください。

理 由	申告の種類
譲渡・解体・盗難・使用不能	廃 車
新車と入れかえるとき	廃車及び登録
住所を江戸川区外へ移すとき	廃 車
住所が移ったとき (個人の方で江戸川区内の異動は除く)	住所変更(届)

- 廃車手続きに必要なもの

廃車申告

- ア. 標識(ナンバープレート)
- イ. 認印(法人名義の場合は代表者印および会社印)
- ウ. 標識交付証明書(なくても可)

・なお盗難されて盗難届を警察署へ出した方は
警察署名、届出年月日、盗難届受理番号を調べてください。

- 次のような場合にはすぐに届け出てください。(区役所、各事務所)
 - 住所を江戸川区外へ変えるとき
 - 名義を変えるとき
 - 下取りに出すとき
 - 処分するとき
 - 車台を変えるとき
 - ナンバープレートをこわしたり、なくしたりしたとき
 - 盗難にあったとき車を実際に所有していなくても、手続きをしないと税金がかかりますから必ず手続きをしてください。

問合せ先

江戸川区役所